

# 第1回 可児市国民保護協議会 結果概要

平成18年6月26日(月)、可児市役所5階第1委員会室において「第1回可児市国民保護協議会」を開催しました。

## 【概要】

可児市国民保護協議会は、国民保護法第39条第1項に基づき、本市の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため設置されました。この協議会では、市長の諮問に応じて市が国民保護計画を策定または変更するにあたり、審議し、意見を述べることとなります。

今回の協議会では、国民保護の概要説明後、諮問のあった可児市国民保護計画の作成について、計画構成案と審議等スケジュール案の了承を得ました。委員25名のうち19名出席(うち2名代理出席)。

## 【意見】

計画作成にあたっては、ホームページの掲載やパブリックコメントの実施等、広く住民に理解を求めることが必要である。

## 【資料】

### 次第

資料1 可児市国民保護協議会条例、国民保護法(抜粋)

資料2 国民の保護に関する基本方針(概要)

資料3 可児市国民保護計画の構成案

資料4 スケジュール案